

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制と進行管理

(1) 自殺対策ネットワーク

(2) 関係機関や団体の役割

(3) 進行管理

1 自殺対策の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策の為には、他分野の関係者の連携のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。このため、幅広い関係機関・団体でネットワークを構築することで、情報や課題の共有、対策についての検討を行い、協働による計画の推進を行います。

また、関係機関や団体が、それぞれの役割を持って、自殺対策を推進していくことも重要です。

(1) 自殺対策ネットワーク(国東市こころのネットワーク会議)

国東市こころのネットワーク会議とは、医療、保健、福祉、教育等の市内外の関係機関で構成し、国東市の自殺対策推進の中核組織として、H26年度から活動している組織です。会議では自殺対策にかかる情報や課題の共有、対策について話し合いを持ちます。

(2) 関係機関や団体の役割

①市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知や個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役となります。

②教育関係者の役割

児童生徒の心とからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子ども達の自殺予防の取り組みを進めます。

③職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取り組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取り組みを進めます。

④関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が必要です。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取り組みを進めます。

⑤市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

(3) 進行管理

進捗状況の管理については、毎年度「具体的な取組」の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行い、それに基づく成果動向等を、国東市こころのネットワーク会議において審議及び評価します。

また、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。計画の最終年度である西暦2026年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次期の計画策定に活かします。

資料編

1 策定委員会委員名簿

2 用語解説

1 策定委員会委員名簿

会長：菅 淳一

副会長：荘司 豊

区分	所属名等	役職等	氏名
学識経験者	国東高校	校長	寺本 尊裕
	国東市校長会	会長	伊藤 尊和
医療・保健・ 福祉関係者	国東市医師会	会長	菅 淳一
	臨床心理士		稗田 真由美
	社会福祉協議会	常務理事	麻生 拓之
	障害者自立支援協議会	会長	荘司 豊
職域・住民組織 団体の代表者	区長会	会長	植田 武郎
	老人クラブ連合会	会長	宮本 季生
	民生委員児童委員連合会	会長	臺 隆道
	国東市商工会	事務局長	橘 義和
	国東姫島介護支援専門員協議会	会長	河田 研吉
行政関係機関 の職員	東部保健所国東保健部	部長	中西 信代
	医療保健課	課長	於久 浩
	包括支援センター	参事	鈴木 明美
	福祉課	課長	田吹 文人

【事務局】

福祉課	障がい者支援係	係長	野澤 正美
	生活支援係	保健師	浅野 泰子

2 用語解説

【か行】

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【さ行】

●自殺総合対策推進センター

自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会）及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」（平成27年7月）を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための資料の提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。

●自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われました。平成24年に閣議決定された大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていたことから、平成28年から見直しに向けた検討に着手し、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

●自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正された。

【た行】

●地域自殺実態プロファイル

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。国が、自殺総合対策推進センターにおいて作成。全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

●地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設。

【ま行】

●メンタルヘルス

メンタルヘルス（英：mental health）は、精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。世界保健機関による精神的健康の定義は、精神障害でないだけでなく、自身の可能性を実現し、共同体に実りあるよう貢献して、十全にあることだとしている。厚生労働省では、心の健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」を設けており、こころの病気の理解やセルフケア、サポートについて啓発している。国の政策と方向性の中に、自殺対策も取り上げられている。

【A～Z】

●PDCAサイクル

業務管理手法や行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action/Act(行動)の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。PDCAサイクルの考え方は、公共分野において事業の円滑を推進するために広く取り入れられている。

～国東市自殺対策計画～

【編集・発行】

国東市役所 福祉課

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地

Tel. 0978-72-1111 (代) Fax. 0978-72-1822